

【公告期間】 令和8年2月13日～令和8年2月26日

入札公告
～一般競争入札参加申出について～

社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会経理規程第74条の規定に基づき、デジタル複合機更新業務に係る一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年2月13日
社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
会 長 清 水 弘

1 発注者（問合せ先）

社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会（担当：岡田・橘）
大阪市東成区大今里南3丁目11番2号 東成区在宅サービスセンター
TEL 06-6977-7031 FAX 06-6977-7038
メール pansy@higashinarikushakyo.jp

2 業務名

東成区在宅サービスセンター デジタル複合機更新業務

3 見積内容及び納期・納入場所

別紙仕様書のとおり（詳細については、担当者までお問い合わせください。）

4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件とする。

(1) 大阪市内またはその近隣地区に事業所を有する者

(2) 申込時に次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89条）第11条に規定する準禁治産者。

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各

号に掲げる者。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 法人税（含・地方法人税）及び消費税（含・地方消費税）を完納していること。
- (6) 本会の理事もしくはこれらの親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者等、本会の理事が特別の利害関係を有する業者でない者。
- (6) 公告の日から入札執行の日までの期間に国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 公告の日から入札執行の日までの期間に営業停止の処分を受けていない者。
- (8) 正常な競争入札の執行を妨げる等の行為を行うおそれがない者。
- (9) その他、大阪市の入札参加資格の条件を満たしていること（資格登録の有無は問わない）。

5 入札手続き

- (1) 提出先 東成区在宅サービスセンター内 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
（担当：岡田・橋）
- (2) 入札日 令和8年2月26日（木）の17時迄持参又は郵送（必着）
- (3) 入札書類（封筒を厳封のうえ提出すること）
 - ・一般入札参加申込書（指定書式）
納入業者とリース会社の連名とする。納入業者は押印を必須とする。
 - ・入札書（指定書式）
 - ・見積書（様式は自由）
リース期間は5年間とし、月額支払額と総支払額を記載のこと（消費税及び地方消費税を含む）
消耗品及び保守料金はカウンター方式とし、1枚あたりの単価（モノクロ・カラー別）及び仕様書の見込枚数から5年間の見込総支払額を記載のこと（消費税及び地方消費税を含む）
見積書には必ず押印し、見積品のカタログ等を添付する事（必須）
- (4) 決定方法
 - ・仕様書の基準を満たした上で、入札額の最も低い額の入札者を落札者とする
- (5) 落札者の決定通知
本会内で開札後、仕様書基準を満たしていることを確認の上、令和8年3月3日に速やかに決定通知します。入札結果金額は参加者名を特定せずに全参加者に明示します。

6 決済条件

本体／リース契約（月払）

消耗品・保守契約料金等については落札者と別途協議する

7 その他

- ・法人登記の本店または支店所在地と入札者の住所が違う場合は、追加で確認書類の提出を求める場合があります。
- ・選定結果は、本会ホームページにすみやかに公表します。
- ・落札者の決定後に、参加資格または仕様書基準を満たしていない事が判明した場合は落札決定を取り消し、次点入札者を落札者とします。その場合、取消入札者に対して当法人は入札に関しての一切の費用支払義務を負いません。